

第 1 2 8 号議案

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設  
定について

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定する  
ものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八王子市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年八王子市条例第 2 1 号）の一部  
を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第 1 7 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条から第 1 7 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第 6 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）を含む。）に対して、それぞれ基準日から起算して 1 5 日を超えない範囲内において市規則で定める日（次条及び第 1 7 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、特別の事情がある場合は、1 5 日を超えて支給することができる。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に、1 0 0 分の 1 3 0 を</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 1 7 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条から第 1 7 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日前 1 箇月以内に退職し、<b>若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し</b>、又は死亡した職員（第 6 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）を含む。）に対して、それぞれ基準日から起算して 1 5 日を超えない範囲内において市規則で定める日（次条及び第 1 7 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、特別の事情がある場合は、1 5 日を超えて支給することができる。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、<b>若しくは失職し</b>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<b>若しくは失職し</b>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の</p>

乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
(略)	(略)

3～5 (略)

(期末手当の不支給)

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) (略)
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に**禁錮**以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について**禁錮**以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) (略)

月額合計額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
(略)	(略)

3～5 (略)

(期末手当の不支給)

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) (略)
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（**法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。**）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に**禁錮**以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について**禁錮**以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) (略)

- 2 (略)
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられなかつた場合
- (2)・(3) (略)
- 4～6 (略)

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）を含む。）に対しその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市規則で定める日に支給する。ただし、特別の事情がある場合は、15日を超えて支給することができる。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、任命権者が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
- (1)・(2) (略)
- 3・4 (略)

- 2 (略)
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられなかつた場合
- (2)・(3) (略)
- 4～6 (略)

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日前1箇月以内に退職し、**若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し**、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）を含む。）に対しその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市規則で定める日に支給する。ただし、特別の事情がある場合は、15日を超えて支給することができる。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、**若しくは失職し**、又は死亡した職員にあつては、退職し、**若しくは失職し**、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、任命権者が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
- (1)・(2) (略)
- 3・4 (略)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

(八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年八王子市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第17条(第3項及び第4項の規定を除く。)、第17条の2及び第17条の3の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第1項中「死亡した職員(第6条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。)」とあるのは「死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)」と、給与条例第17条第2項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在の報酬月額(日額又は時間額による報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員にあつては市規則で定める額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第17条(第3項及び第4項の規定を除く。)、第17条の2及び第17条の3の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第1項中「死亡した職員(第6条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。)」とあるのは「死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)」と、給与条例第17条第2項中「それぞれその基準日現在(退職し、<b>若しくは失職し</b>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<b>若しくは失職し</b>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその基準日現在(退職し、<b>若しくは失職し</b>、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、<b>若しくは失職し</b>、又は死亡した日現在の報酬月額(日額又は時間額による報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員にあつては市規則で定める額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>